名前　　新学年

1 基準指数

類 型	細 目	父	母
居宅外労働 自営業 （事業主）	月155時間以上の就労（参考：月20日以上、7時間45分以上）	10	10
	月120時間以上月155時間未満の就労（参考：月20日以上、6時間以上）	9	9
	月100時間以上月120時間未満の就労（参考：月20日以上、5時間以上）	8	8
	月80時間以上月100時間未満の就労（参考：月16日以上、5時間以上）	6	6
	月64時間以上月80時間未満の就労（参考：月16日以上、4時間以上）	4	4
居宅内労働 自営業 （事業主以外）	月120時間以上の就労（参考：月20日以上、6時間以上）	8	8
	月100時間以上月120時間未満の就労（参考：月20日以上、5時間以上）	7	7
	月80時間以上月100時間未満の就労（参考：月16日以上、5時間以上）	5	5
	月64時間以上月80時間未満の就労（参考：月16日以上、4時間以上）	3	3
就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等	居宅外就労に準ず	居宅外就労に準ず
保護者の疾病等	6ヶ月以上にわたる入院治療を要する	10	10
	疾病等により、通院加療を行い常に安静を要する	8	8
	上記以外で、6ヶ月以上の療養を要する	6	6
保護者の障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	10	10
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B	8	8
	身体障害者手帳上記以外	6	6
介護・看護 （原則として同居親族の介護・看護の場合）	臥床者・重症心身障がい児（者）の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難	9	9
	病人や障がい者の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ週20時間以上保育が困難	7	7
	病人や障がい者の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある	5	5
産前産後	産前産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する		6
	計		

2 調整指数

調整項目	指数
利用年度の学年が1年生	10
利用年度の学年が2年生	8
利用年度の学年が3年生	6
利用年度の学年が4年生	2
利用年度の学年が5年生	0
利用年度の学年が6年生	0
ひとり親家庭　※公的証明必要	10
申請期間外の申し込み	-3
学童保育料について、学童保育所を利用とする年度の前年度以前の学童保育料に3か月以上の滞納がある世帯	-5
計	

父　＋　母　＋　調整指数　＝　合計点数

（　　）＋（　　）＋（　　）＝　　点

3 同一指数の場合の順位決定項目

優先順位	児童又は世帯の状況	備考
1	低学年の児童	学年が低い者を優先
2	同居者なしのひとり親家庭の児童	
3	同居の祖父母がいない児童	
4	前年度の平日における出席率が高い児童	4月から7月までの出席率が対象